

モンゴル ビジネスガイド

2017年12月



三井住友銀行

グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客様の参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客様及びお客様担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 基本情報	2
2. 概要		
2.1 特徴	3
2.2 市場・投資環境の改善	4
2.3 豊富な天然資源	5
3. 主要経済指標	6
4. 進出手続き		
4.1 外資規制	7
4.2 投資・事業形態	8
5. 税制	10
6. 労働事情	11

1. 基本情報

- ◆ 世界第18位の広大な国土に、豊富な天然資源を保有
- ◆ 資源価格の下落傾向や中国経済の減速で経済成長は足踏み状態にあったが、IMFの融資(拡大信用供与措置)等により、景気は回復傾向へ

国名	モンゴル国 (Mongolia)
面積	156.4万平方km (世界18位、日本の約4倍)
人口	301.4万人(2016年)
名目GDP	名目GDP : 110.3億米ドル(2016年) 1人当たり名目GDP : 3,660米ドル(2016年)
首都	ウランバートル 144.0万人(2016年)
言語	モンゴル語
宗教	チベット仏教 - 53.0% 無宗教 - 38.6% その他 - 8.4% (2010年)
政体	共和制
元首	ハルトマー・バートルガ大統領 (民主党、2017年7月就任)
首相	オフナー・フレルスフ首相 (人民党、2017年10月就任)
議会	一院制76議席(第一党:人民党65議席)
通貨	トゥグルク(MNT)



(出所)外務省

(出所)外務省ウェブサイト、モンゴル統計局ウェブサイト、IMF「World Economic Outlook」2017年4月版、CIAウェブサイト

2.1 概要「特徴」

- ◆ 2017年5月、IMFによる拡大信用供与措置が承認され、ビジネス環境は改善傾向
- ◆ 日・モンゴル経済連携協定(EPA)が発効され、日本企業の参入余地は大きい

1. 市場・投資環境の改善

- (1) 日本との間でモンゴル初の経済連携協定(EPA)が発効され、今後も両国の戦略的なパートナーシップが強化される見込み
- (2) 進出日系企業数、在留邦人数は増加傾向(1990年から2016年末までに日本企業586社がFDIを申請 -モンゴル国家開発庁)
- (3) モンゴルから日本への留学生数は出身国別で世界第12位、人口比では第1位のため、日本語を話せる人材が豊富

2. 豊富な天然資源

- (1) 金、銅、石炭、鉄鉱石、ボーキサイト、レアアース、レアメタル、原油、ウラン等の鉱物資源が豊富
- (2) 鉱物資源の他、太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギー資源も豊富に存在
- (3) 上記資源の多くが未開発であることから、今後の経済成長にも期待

3. 豊富な日本企業の参入機会

- (1) 政府は海外からの投資誘致に積極的な姿勢。資源開発に加え、観光、建設、医療等の幅広い分野の参入機会に注目高まる
- (2) 2017年の開港を目指し、日本の円借款事業で建設中の「ウランバートル新国際空港」の運営権を日本企業が取得する見込み
今後、関連したビジネスチャンスに期待
- (3) 二国間オフセット・クレジット(JCM)により、2013年以降に4件のプロジェクトが登録(2017年6月時点)。日本の環境技術に期待

<トピックス> IMFによるモンゴル向け拡大信用供与措置の承認

- 2017年5月、国際通貨基金(IMF)理事会は、モンゴルの経済改革を支援するため、約4億3430万米ドルの新規3年間の拡大信用供与(EFF)を承認した。これにより、同国の経済安定化の道筋が付き、景気回復への期待が高まっている。

<トピックス> 日・モンゴル経済連携協定の発効

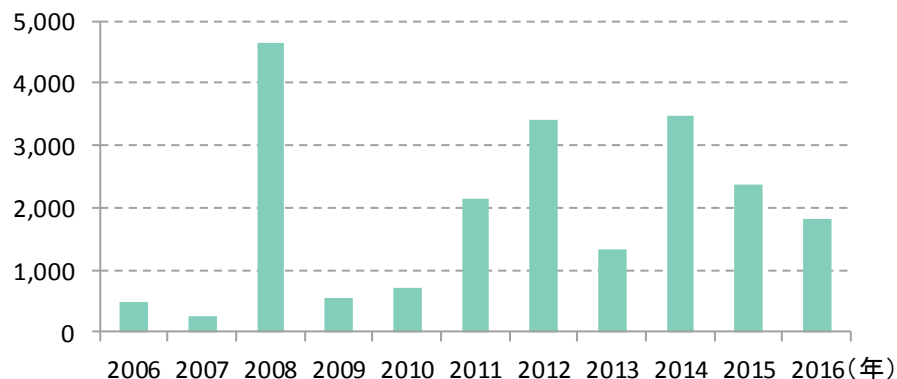
- 2016年6月7日、経済上の連携に関する日本とモンゴルとの間の協定(日・モンゴル経済連携協定(EPA))が発効に至った。これにより、両国間の貿易及び投資の自由化及び円滑化が推進されるとともに、幅広い分野において互恵的な経済連携が深化し、両国経済が一段と活性化することが期待される。

2.2 概要「市場・投資環境の改善」

- ◆ 日本はモンゴルへの最大のODA供与国であり、直接投資も増加傾向
- ◆ 経済成長は鉱業に牽引され、政府も海外からの対内投資誘致に積極的

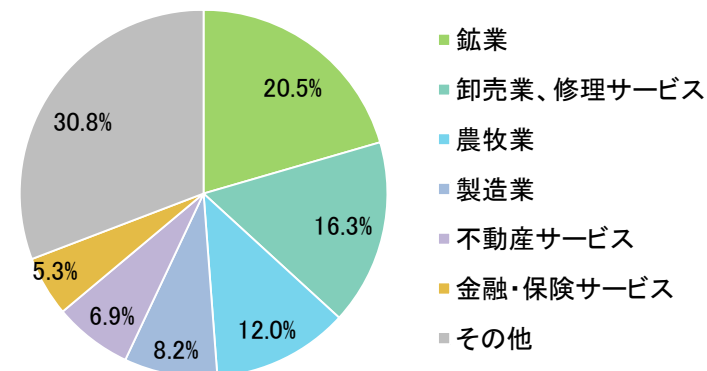
日本からの直接投資の推移

(万米ドル)



(出所)モンゴル国家開発庁

名目GDP産業別構成比 (2016年)



(出所)モンゴル統計局「業種別名目GDP統計」

(ご参考)ODA供与額の2015年度までの累計 - 億円

無償支援	円借款	技術協力
1,163.7	1,259.4	497.3

(出所) 外務省ウェブサイト

(ご参考)日系企業拠点数

年	2012	2013	2014	2015	2016
日系企業拠点数	219	225	356	363	383

(出所)外務省ウェブサイト

(ご参考)海外からの対内投資に関する政府の動向

年月	政府の動向
2013年10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国投資法成立により、鉱山、金融、マスコミ・通信分野等の戦略的業種に対し、外資系民間企業もモンゴル法人と同様に、議会承認なしで投資ができるよう規制緩和。 ● 外国投資法に基づき、対内投資誘致を担うモンゴル投資庁(IMA)を設立し、外資系企業がモンゴルに直接投資を行う際の窓口が一歩化。
2015年8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源探査ライセンスの新規発行を全面的に解禁

(出所)外務省ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

2.3 概要「豊富な天然資源」

- ◆ 多くの鉱物資源を有しており、石炭、銅、金等の埋蔵量が豊富
- ◆ 輸出額の約7割を鉱物資源が占め、中でも銅の割合が高い

主要資源

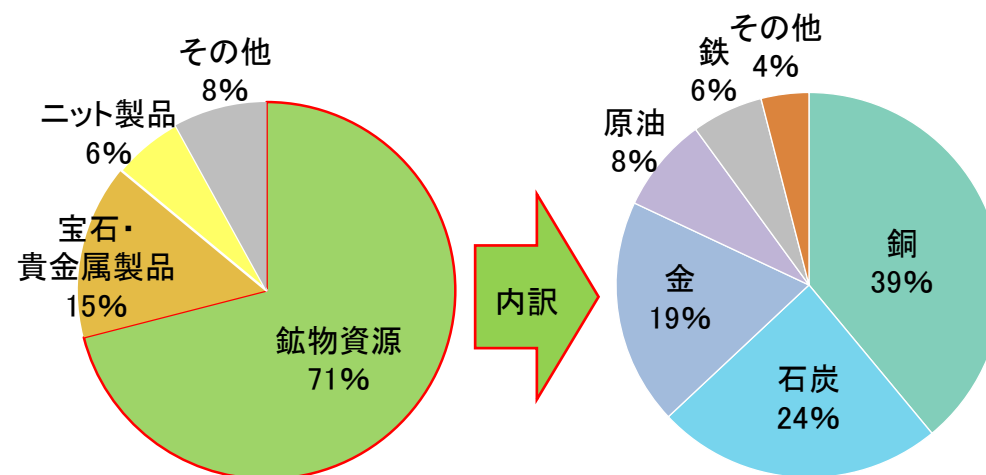
(2013年)

資源名	推定埋蔵量(注)		主要鉱山
銅	1.2億	○	オユ・トルゴイ、ツァガン・スヴァルガ、エルデネト
石炭	1,755億	○	タバン・トルゴイ、シヴェー・オヴオー、バガノール、ナリーン・スハイト
螢石	380万	○	ボルウンドル
金	2,800	○	オユ・トルゴイ、ポロー
亜鉛	174万		トモルテイン・オヴオー
鉄	14.0億		トモルテイ
石油	24.4億		ズーンバヤン
オイルシェール	7,880億		-

(出所)モンゴル投資庁ウェブサイト、モンゴル鉱業省ウェブサイト、国立研究開発法人産業技術総合研究所ウェブサイト

(注)トン、石油のみ/バレル、○は世界上位10位以内

鉱業に牽引される輸出 (2016年)



(出所)モンゴル統計局ウェブサイト

<物流環境の改善>

モンゴルは内陸国であるため、採掘された鉱石の輸送が課題となっていたが、2010年6月に打ち出されたインフラ建設計画により、物流環境は改善傾向にある。

(出所)ジェトロウェブサイト

3. 主要経済指標

主要経済指標

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
GDP	名目GDP(億米ドル)	72	104	123	126	122	117	110	
	実質GDP成長率(%)	7.3	17.3	12.3	11.6	7.9	2.4	1.0	
	1人当たりGDP(米ドル)	2,608	3,736	4,329	4,365	4,169	3,946	3,660	
国際収支指標	経常収支(億米ドル)	▲ 9	▲ 28	▲ 34	▲ 32	▲ 14	▲ 5	▲ 4	
	経常収支対GDP比(%)	▲ 13	▲ 27	▲ 27	▲ 25	▲ 12	▲ 4	▲ 4	
	貿易収支(億米ドル)	輸出	29	41	38	38	55	44	48
		輸入	31	67	68	64	53	39	35
		外貨準備高(億米ドル、年末)	22	23	39	21	15	12	12
	対外債務残高(億米ドル、年末)	71	109	172	198	219	227	246	
	景気指標	失業率(%)、年末	9.9	7.7	8.2	7.9	7.9	8.0	7.9
消費者物価上昇率(%)		10.2	7.7	15.0	8.6	12.9	5.9	0.5	
鉱工業生産指数上昇率(%)		47.8	▲ 6.9	4.1	10.8	11.4	7.8	14.2	
財政・金融指標	政策金利(%)、年末	11.0	12.3	13.3	10.5	12.0	13.0	14.0	
為替・株	為替レート(MNT/USD)	1,356.538	1,265.370	1,359.679	1,526.247	1,818.257	1,970.661	2,147.747	
	株価指数(年末)(注)	14,760	21,688	17,715	16,302	14,854	12,898	12,456	
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		219	442	219	225	356	363	383	

(出所) CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

(注) MSE: Index: Top 20

4.1 進出手続き「外資規制」

- ◆ 許認可法に基づき、許可業種の事業ライセンスは国家専門検査庁から取得可能
- ◆ 一部の規制対象業種を除き、事業買収は可能。外資による土地の買収・所有は不可

禁止・許可業種

種別	内容
禁止業種	<ul style="list-style-type: none"> ● 麻薬の製造、輸入、販売 ● 公序良俗に反する形態での組織、広告、奨励 ● カジノ事業 ● 利益目的でのマルチ商法、ピラミッド式の販売
許可業種	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行業(銀行の設立、銀行業務の実施等) ● 証券関連事業(引き受け、仲介、売買、証券市場等) ● 金融および経済(保険事業の実施、監査、証券の作成等) ● 法務・内務(資産評価、事件提起、検事・公証人の職務等) ● 環境(オゾン層破壊物質を含む製品の輸入・販売等) ● 教育・文化・科学(大学、職業訓練学校の設立等) ● エネルギー・燃料(発電、送電、融通規則、配電、提供、売電、ガス・サービス等) ● 社会保障と労働力(労働力の輸出入、政府雇用局の仕事の取り扱い等) ● 産業および貿易(貴金属・貴石・宝石製作、鉱物の利用、アルコール飲料の輸入等) ● 食料および農業(タバコの製造、種子および穀物の生産等) ● 保健(薬品および医療施設の生産・販売、健康ケアのための全サービス等) ● 著作権および特許(著作権対象物の受託者としての行為等) ● 建設および地方開発(測量、建設工事、建物の保守等) ● 公的事業およびサービス(鉄道、道路の建設、航空事業等) ● 情報通信技術(通信ネットワークの建設、サービス等) ● 規格および測定(測定設備の販売、放射能鉱物の監視等) <p>県・首都知事から事業ライセンスが付与されるケース：全国交通および郵便、ヘルスケア機関による専門サービス、毒性化学物質の製造・破壊・輸入、中等学校の創設、アルコール飲料の販売、サービス</p> <p>郡・地方政府から事業ライセンスが付与されるケース：地元の原料を使い人体に影響を与え、大気に汚染化学物質を放出する事業、地方交通事業、幼稚園の設置</p>
優遇業種	<p>以下の戦略産業に投資した企業に対しては所得税の減税措置や関税の軽減等の様々な優遇措置が定められている</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農牧業 ● 工業 ● 電力・ガス製造・公共施設・建設 ● 観光 ● 健康・体育 ● 教育・科学 ● 情報通信 ● 軽工業

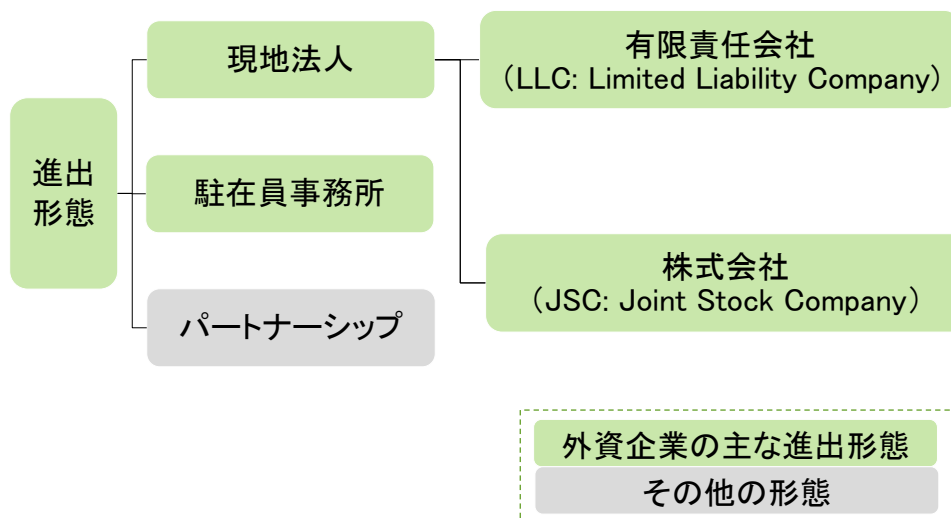
- モンゴルでは憲法で個人のモンゴル人だけが土地を所有できるとしているため、法人や外国人が土地を所有することはできず、モンゴル人から土地を購入することは法律上無効となる。
- 外国人、外国法人は国有地については管轄地域の地方行政政府と、また私有地については所有者のモンゴル人との賃貸契約により、一定期間土地を利用できる。また、区分所有権の取得も可能である。

(出所)モンゴル国法律「許認可法」(2001年2月1日)、経済産業省ウェブサイト、国際協力機構「モンゴル投資ガイド」

4.2 進出手続き「投資・事業形態(1)」

- ◆ 進出形態は現地法人、駐在員事務所が一般的
- ◆ 駐在員事務所の形態をとる場合も、納税義務が発生

主な事業形態



現地法人、駐在員事務所の概要

種類	概要
現地法人	<ul style="list-style-type: none"> ● 有限責任会社(LLC)、共同株式会社(JSC)、合弁会社(JVC)の3つが可能。LLCは、株主間の取り決めをする上で、より柔軟度が高く、開示義務も少ないため、一般的に好まれる企業投資手段。 ● LLCの制限として、発起人数は50人以下とする。設立後の株主数は無制限。
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 非居住法人の活動が市場調査や連絡活動に限定される場合に用いる形態。 ● 営利目的で商業業務を行うことは禁止。

(ご参考)会社法による事業形態の定義

項目	JSC	LLC
株式公開の手段	公募又は私募	私募のみ
発起人数	無制限	50名まで
設立時の最低資本	1,000万MNT	10万MNT

(出所)国際協力機構「モンゴル投資ガイド」

(ご参考)駐在員事務所の税務上の留意点

種類	留意点
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐在員事務所は通常課税対象とならない ● 但し、駐在員事務所が雇用する従業員について雇用者としての税務義務が発生するため、外国法人の税務登録が必要

4.2 進出手続き「投資・事業形態(2)」

- ◆ 外国企業の現地法人設立の際は、一連の設立申請の手続きが必要
- ◆ 外国法人の駐在員事務所の場合も、同様に登録が必要

現地法人の設立

項目	内容	
概要	外国投資企業とは、投資家1人当たり(注1)10万米ドル相当額以上、設立会社の資本の25%以上が外国投資家からの出資をもって構成されるもので、会社謄本の登録を行う	
基本的な手順と所要日数の目安	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産・国家登記庁(GAIPSR)の法人設立事務所に会社名を提出し、GAIPSRから社名予約票と銀行口座振替伝票を受領する 	1日
	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行口座を開設し、登録料を支払う 	1日
	<ul style="list-style-type: none"> ● GAIPSRへ登録書類を提出し、登録証明書を取得する(注2) 	2日
	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険局にて社会保証番号を登録する 	1日
	<ul style="list-style-type: none"> ● LEROより会社印鑑要求書を入手し、法務省に登録されている印鑑メーカーに登録証明書のコピーを提出し、会社印鑑を入手する 	1日

項目	内容
会社登録に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 銀行口座開設通知 ● 会社公式住所における賃貸契約書 ● 事務所設立に関する、株主総会の決議(翻訳したもの) ● 投資者契約書および定款(モンゴル語及び外国投資者側の選択言語で、それぞれ2部作成し公証人役場で認証を受ける。) ● 登録料の支払い伝票 ● 社名予約票(注3) ● 現地法人設立時の貸借対照表 ● パスポートのコピーおよび投資家登録用紙(個人による設立の場合) ● 会社設立証明書のコピーと企業概要(法人による設立の場合)

(注1)2013年11月1日から有効となった新投資法より、「投資家1人当たり」と改正された
 (注2)ライセンスを必要とする事業活動については、まず関係当局からライセンスを取得する必要がある

(注3)社名予約票は発行から10営業日後に有効期限が切れるため、会社名簿の発行から10日以内にGAIPSRに登録を申請することが推奨される

(出所)モンゴル国法律「許認可法」(2001年2月1日)、モンゴル国法律「外国投資法」(2013年10月)、国際協力機構「モンゴル投資ガイド」、モンゴル投資庁、世界銀行「Doing Business 2017」

主要な税の種類と概要

税	税率	特記事項
法人所得税	10%	● 30億MNT以下の利益に対して
	25%	● 30億MNTを超えた部分の利益に対して
源泉税	20%	● 居住者の場合は10%
		● 配当
		● ロイヤルティ
個人所得税	10%	● 国籍に関係なく一律税率 ● 給与所得(役員報酬含む)、投資所得、自営所得及び事業所得、その他所得が対象
付加価値税(VAT)	10%	● モンゴル国内で生産、販売した商品やサービス、またはモンゴルへの輸入に対して10%の付加価値税が課される ● 下記項目における連続する12ヶ月の売上が5,000万MNTに達した翌月に納税義務者登録を行い、毎月納税する義務が発生する ・モンゴル国内での役務提供、サービス提供、商品販売 ・モンゴルへの役務、サービス、商品輸入 ・モンゴルからの役務、サービス、商品輸出 販売目的でのモンゴルからの輸出品に対しては0%とする
関税	原則 5%	● モンゴルに輸入した商品に対して一律税率 ● 但し、以下のような例外がある。 優遇業種に投資している外資企業が輸入する機械・設備等は免税対象 家畜、情報機器やその部品、医療機器等は無税 小麦粉、ジャガイモ、玉ねぎ等は、特定期間は季節輸入税を適用 アルコール、ガソリン等に対しては物品税を課す

日・モンゴル経済連携協定(EPA)の締結により、日本からモンゴルへの無税輸出の割合が、発効前は総輸出額の1%未満であったものが、発効後即時に約50%、10年間で約96%まで拡大すると見込まれており、市場アクセスが改善傾向にある。

税務上の減価償却は定額法で、以下の期間で計算される。

- 不動産・建設施設 40年
- 機械・設備 10年
- 無形資産 -耐用年数、不定の場合 10年
- コンピュータ、備品、ソフトウェア 3年

税金関連の法律は以下等がある。

- 一般税法(最新版2008年5月20日に公表)
- 法人所得税法(2006年6月29日)
- 付加価値税法(2006年6月29日)
- 会計法(2001年5月13日)
- 監査法(1997年5月1日)

(出所)国際協力機構「モンゴル投資ガイド」、ジェットロウェブサイト「モンゴルの輸出入通関制度の概要」、EY「2017 Worldwide Corporate Tax Guide」、「2017 Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide」、EY「2016-2017 Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration」

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願いします。

6. 労働事情

◆ 急速な発展とともに賃金水準は上昇傾向

賃金水準(月額、2016年12月～2017年1月実績)

項目		ウランバートルにおける水準	
製造業	ワーカー (一般工)	840,000 MNT (336米ドル)	
	エンジニア (中堅技術者)	1,024,000 MNT (410米ドル)	
	中間管理職 (課長クラス)	n.a.	
非製造業 (従業員 100人 以上)	スタッフ (一般職)	625,000 MNT (250米ドル)	
	マネージャー (課長クラス)	1,022,000 MNT (409米ドル)	
	店舗スタッフ(飲食)	656,000MNT (263米ドル)	
法定最低賃金(2017年1月改定)		240,000 MNT (96米ドル)	
賞与支給額(年)		賞与の概念はない	
社会保障 負担率 (雇用者 負担率: 11~ 13%)	年金	雇用者	7.0%
		被雇用者	7.0%
	健康保険	雇用者	2.0%
		被雇用者	2.0%
	雇用保険 ・福祉手当	雇用者	1.0%
		被雇用者	1.0%

その他労働事情

項目	内容
労働時間	9時～18時(1時間の昼食を含む) 但し、公務員の場合は8時～17時 1日8時間、週40時間労働。
公休日	1月1日:新年 2月中旬の3日間:モンゴル正月(ツァガーンサル) 3月8日:国際婦人日(International Women's Day) 6月1日:母子の日 7月11日～13日:ナーダム祭(民族の祭典) 11月前半頃:チンギス・ハーン誕生日 12月29日:建国記念日
関連法	労働・社会保障問題関連の以下の法律がある。 ● モンゴル国労働法 ● 外国人に関する法的環境法 ● 労働者の海外派遣、海外からの労働者、専門家の受け入れに関する法律 ● 雇用創出支援法 ● 社会保険に関する法令
教育水準	● モンゴルでは、大学卒が比較的多く、社会への女性の参加率が高い。 ● 人口比留学生の人数が多く、欧米、オーストラリア、日本、韓国、中国へ留学する学生が多い。 ● 外国から卒業生が多く帰国しているため、外国語ができる人材は比較的容易に見つけられる。

(出所)モンゴル国法律「労働法」(1999年5月14日)、モンゴル労働省ウェブサイト、
経済開発省外国投資調整登録局(旧FIFTA)・国際協力機構「モンゴル投資ガイド」、
ジェトロウェブサイト

(注)米ドルへの換算は2017年1月5日付インターバンクレートを採用。

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
